

請 願 文 書 表

長野市議会（平成27年 3月定例会）

受理年月日	27. 3 . 6	請 願 者	長野市青木島町青木島乙148番地 C - 5 アジアと日本の平和と安全を守る長野県東北信フォーラム 代表者 高 津 啓 洋
受 理 番 号	2		
所管委員会	総 務		
結 果	採択		
要 旨			
<p>「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定とそれに基づく法制化を支持する請願</p> <p style="text-align: center;">（ 請 願 趣 旨 ）</p> <p>平成26年 7月「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定がなされた。この内容は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできたとし、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持し、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を初めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与していると表明している。そして、閣議決定の内容を見ると、</p> <p style="margin-left: 2em;">「 1 武力攻撃に至らない侵害への対処 2 国際社会の平和と安定への一層の貢献 3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置」</p> <p>と内容を明確に表明し、続いて、下記のように言っている。</p> <p style="margin-left: 2em;">「 4 今後の国内法整備の進め方 これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。」</p> <p>上記にあるとおり、軍事的脅威を抑止し、万が一の有事の事態に対処するためにも、この閣議決定に基づいた法制化を行い、我が国と世界の平和に貢献できる安全保障体制を構築する必要がある。</p> <p>よって、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定を支持し、政府、国会には慎重審議の上、法制化をすよう求める。</p> <p style="text-align: center;">（ 請 願 項 目 ）</p> <p>地方自治法第99条の規定により、本市議会から、国会及び政府において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定による法制化を慎重審議の上、進めるよう要望する意見書を提出していただきたい。</p>			